

III 主要事項

第1 健康な生活と安心で質の高い医療の確保等のための施策の推進

「安心と希望の医療確保ビジョン」(平成20年6月)に基づく医師等人材確保対策をはじめとした地域医療の確保など、安心で質の高い医療提供体制の充実を図るとともに、新型インフルエンザ等の感染症対策や、がん等の生活習慣病対策、難病等の疾病対策を推進する。

また、革新的な医薬品・医療機器の創出については、「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成20年度改訂)に基づく施策を推進する。

医療保険制度については、高齢者医療制度の円滑な運営等により、安定的で持続可能な制度の運営を確保する。

1 安心と希望の医療の確保

847億円(670億円)

(1) 医師等人材確保対策の推進

488億円

① 救急・産科・へき地医療を担う勤務医等への支援

50億円

▶ 救急医療を担う医師の支援(新規)

20億円

救急医療の中でも特に過酷な夜間・休日の救急を担う勤務医の手当への財政的支援を行う。

▶ 産科医療を担う医師の支援(新規)

28億円

産科医・分娩施設の減少に鑑み、分娩取扱手当を支給することにより、処遇改善を通じて、産科医等の確保を図る。

また、臨床研修修了後の専門的な研修において、産科を選択する医師の処遇改善を行う医療機関への財政的支援を行うことにより、産科を志望する医師の確保を図る。

▶ へき地医療を担う医師の支援(新規)

1.4億円

へき地に派遣される医師の移動などに要する手当への財政的支援を行う。

② 医師派遣の推進

42億円

医師派遣が円滑に行われるよう、派遣元医療機関、派遣先医療機関及び派遣医師に対する支援の強化を図る。

(参考)平成20年度第1次補正予算において、医師派遣を行う派遣元医療機関に対する支援の強化を図る。(59億円)

③勤務医等の勤務状況の改善・業務負担の軽減 **37億円**

短時間の勤務制度を導入する病院や、夜勤明けの連続勤務を行わないようにするための交代勤務制等を導入する病院に対し、代替職員の雇い上げに必要な経費の支援を行う。

また、医師事務作業補助者の設置・充実を図るため、書類記載の代行等を行う専門的知識の習得を目的とする研修に参加させる病院に対し、代替職員の雇い上げに必要な経費の支援を行う。

更に、就労環境の改善等について、効果的な総合対策を行う医療機関への財政的支援を行い、働きやすい職場環境を緊急的に整備する。

(参考)平成20年度第1次補正予算において、

- ・短時間正規雇用を導入する医療機関に対し代替職員の雇い上げに必要な経費の助成(4.7億円)
- ・勤務医の業務負担を軽減し本来業務に専念させるため、医師事務作業補助者の専門研修参加に係る代替職員の雇い上げに必要な経費の助成(6.8億円)を行う。

④医師と医療関係職との協働の充実 **8.2億円**

▶医師と看護師等の協働・連携の推進 **6.4億円**

看護師の薬剤の投与量調節や療養生活指導等の技術、助産師の正常なお産の進行管理等の技術を向上させる研修を行うことにより、看護師や助産師がその能力を活かすとともに、産科医等の負担の軽減や院内助産所・助産師外来開設を促進する。

(参考)平成20年度第2次補正予算案において、医師と看護師等の協働・連携を推進する効率的・効果的な研修方法等に関するモデル事業を創設する。
(1億円)

▶医師と薬剤師との協働の充実 **1.8億円**

チーム医療における医師等と薬剤師との協働を進める観点から、がん薬物療法など専門知識を持つ薬剤師や薬局・病院での実務研修を指導する薬剤師の養成など資質向上策を充実させる。

⑤臨床研修病院等への支援 **13億円**

医師不足問題がより深刻な地域や産科・小児科・救急医療等に貢献する臨床研修病院等の研修経費に対する支援の充実に加え、新たに外部講師の招へいに必要な経費等を支援することにより、臨床研修の質の向上を確保しつつ、研修医の都市集中の是正促進を図る。

⑥補償制度・医療事故における死因究明 **4.9億円**

医師等が萎縮することなく医療を行える環境を整備するため、医療事故における死亡の死因究明・再発防止を行う仕組みの検討や出産に起因して重度脳性まひとなった者への速やかな補償を行うなど、産科医療補償制度(平成21年1月開始予定)の円滑な運用を進める。

⑦看護職員の資質の向上と確保対策 **98億円**

新人看護師・新人助産師に対する研修を推進するためのモデル事業を引き続き実施するとともに、多様な勤務形態により看護職員を活用している医療機関の事例を普及することにより看護職員の就業の促進を図る。

また、看護職員の中長期的な需給見通しについて検討を行う。

(2)地域で支える医療の推進 **504億円**

①救急医療の改善策の推進 **193億円**

▶救急医療を担う医師の支援(新規)(再掲・23ページ参照) **20億円**

救急医療の中でも特に過酷な夜間・休日の救急を担う勤務医の手当への財政的支援を行う。

▶救急医療の充実 **56億円**

夜間・休日に小児の軽症患者の診療を行う小児初期救急センターの運営を支援するとともに、重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センター(第三次救急医療機関)の整備を推進する。

▶管制塔機能を担う救急医療機関に対する支援(新規) **51億円**

平時から地域全体の医療機関の専門性に関する情報を共有し、病状に応じた適切な医療を提供できる医療機関・診療科へ患者を紹介する体制を整備し、救急患者の受入れ実績等を踏まえた支援や、地域の診療所医師の救急医療への参画を促すための財政支援を行う。

(参考)平成20年度第1次補正予算において、平時から地域全体の医療機関の専門性に関する情報を共有し、病状に応じた適切な医療を提供できる医療機関・診療科へ患者を紹介する体制を整備する。(5.8億円)

(参考)平成20年度第2次補正予算案において、災害派遣医療チーム(DMAT)が携行する通信装置及び災害時の救急医療に必要な資機材の整備に必要な経費を助成する。(11億円)

▶一般救急医療との連携などを通じた精神科救急医療体制の強化 **21億円**

精神科救急情報センター及び精神科救急医療施設における精神保健福祉士等の増員等により、一般救急医療と精神科救急医療の連携のための連絡調整体制を都道府県ごとに整備するとともに、空きベッドの確保等により、精神・身体疾患を併せ持つ患者に対する精神科救急体制の強化を図る。

②ドクターヘリ導入促進事業の充実 **21億円**

早期治療の開始と迅速な搬送による救命率の向上を図るため、ドクターヘリ(医師が同乗する救急医療用ヘリコプター)事業を推進する。また、昼間の利用にとどまっているドクターヘリを夜間にも利用することができるように、夜間搬送のモデル事業を実施する。

(参考)平成20年度第2次補正予算案において、ドクターヘリを用いた救急医療の全国的な確保を図るため、管制塔機能を担う救急医療機関へのヘリポートの設置に必要な経費を助成する。(11億円)

③産科医療の確保(新規)(一部再掲・23ページ参照) **50億円**

産科医・分娩施設の減少に鑑み、分娩取扱手当等の支給や、出生数の少ない地域に所在し経営に困難を生じている施設の運営等への財政的支援を行う。

また、臨床研修後の専門的な研修において、産科を選択する医師の処遇改善を行う医療機関への財政的支援を行うことにより、産科を志望する医師の確保を図る。

更に就労環境の改善等について、効果的な総合対策を行う医療機関への財政的支援を行い、働きやすい職場環境を緊急的に整備することなどにより、産科医療を総合的に推進する。

④周産期医療の充実 **13億円**

出産前後の集中管理が必要な母体及び胎児、新生児に関する周産期医療体制の充実を図るため、総合周産期母子医療センターへの母体搬送コーディネーターの配置や、地域周産期母子医療センターの運営等への財政的支援を行う。

⑤女性医師・看護師等の離職防止・復職支援の実施 **45億円**

医療機関に勤務する女性医師・看護師等の乳幼児の保育に対する病院内保育所の運営等への財政的支援を行うことにより育児と勤務との両立を安心して行うことのできる環境を整備する。

(参考)平成20年度第1次補正予算において、老朽化した病院内保育所の改築等の経費を補助する。(1.6億円)

⑥医療機関の耐震化の促進 **14億円**

災害拠点病院をはじめとする医療機関の耐震化工事への財政的支援を行う。

⑦未収金対策への支援(新規) **60百万円**

未収金対策として、医療機関が実施する実践的な取組に対して財政的支援を行う。

⑧医療分野の情報化の推進

7.8億円

電子カルテ導入等の医療分野の情報化の推進や遠隔医療の設備整備に対する支援による地域医療の充実を図る。

(参考)平成20年度第2次補正予算案において、地域における医療連携を推進するため、電子カルテルシステムを導入した地域の中心的役割を果たしている医療機関と周辺地域の医療機関間において、診療情報の共有・蓄積等を推進するために必要な機器・ソフトウェアの等の経費を助成する。(3.8億円)

(3)医師等と患者・家族の協働の推進

4.9億円

医師等と患者・家族との相互理解を推進するため、相談員を育成することなどにより、医療機関内の相談機能を充実させる。また、軽症患者による夜間の救急外来利用の適正化などに関する普及啓発等を行う。

(4)住み慣れた地域や家庭で療養が受けられる体制の充実

4.8億円

訪問看護事業所の看護の質の向上及び人材育成等を図るため、管理者に対する研修等を実施するとともに、居宅での緩和ケアに関する専門研修などを行い在宅医療の推進を図る。

2 感染症・疾病対策の推進

2,139億円(2,026億円)

(1)新型インフルエンザなど感染症対策の推進

225億円

①新型インフルエンザ対策の更なる推進

144億円

プレパンデミックワクチン(鳥-ヒト感染のインフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン)原液の備蓄を進めるとともに、医療機関や保健所等が、医療の提供等で連携するための協議会の設置、医療従事者に対する訓練・研修等の実施や、検疫所における水際対策の強化など、新型インフルエンザ対策の更なる推進を図る。

(参考)平成20年度第1次補正予算において、国民の45%分を目指した抗インフルエンザウイルス薬の追加備蓄、ウイルス変異に対応したプレパンデミックワクチン原液の備蓄、入院医療を担当する医療機関に対する人工呼吸器と個人防護具(PPE)の整備補助、水際対策等に従事する者に必要な感染防護の資器材等の整備並びに国立感染症研究所における検体の確定診断の迅速化に必要な機器整備及び施設改修を実施する。(491億円)

②新興・再興感染症対策に関する研究の推進

26億円

パンデミックワクチン(新型インフルエンザが発生した場合に、そのウイルスを基に製造されるワクチン)の早期確保を図るための研究など、新興・再興感染症対策に関する研究を推進する。

(2) 難病対策の一層の推進 **1, 587億円**

① 難治性疾患に関する調査・研究の大幅な拡充 **100億円**

難治性疾患の診断・治療法の研究開発を促進するため、対象疾患の拡大など事業の大幅な拡充を図る。

② 難病患者の生活支援等の推進 **1, 487億円**

患者の医療費の負担軽減を図るため、特定疾患治療研究を実施するとともに、難病相談・支援センター事業等により、地域における難病患者の生活支援等の推進を図る。

(3) 肝炎対策の充実 **205億円**

① 肝炎ウイルス検査の実施と研究基盤の整備 **64億円**

市町村等による肝炎ウイルス検査等の実施を支援するとともに、保健所等において利用者の利便性に配慮した検査を行う。また、肝炎研究7カ年戦略(平成20年6月)を踏まえ、肝炎治療実績の大幅な改善に繋がるような肝疾患の新たな治療方法等の研究開発を推進する。

② 安全・安心の肝炎治療の促進と普及啓発の実施 **141億円**

インターフェロン治療を必要とする患者に対する医療費の助成を行うとともに、医療従事者に対する研修等を行う肝疾患診療連携拠点病院に対する支援事業を実施する。また、肝炎に関する正しい知識の普及啓発を行う。

※ インターフェロン治療に係る医療費助成については、一定条件を満たし72週投与が必要な患者に対し助成期間を延長する。

(4) エイズ対策の推進 **75億円**

HIV感染やエイズの発症予防のため、同性愛者等に焦点を絞った普及啓発や、夜間・休日検査など利用者の利便性に配慮した検査・相談を行う。また、エイズ患者等の生活の質を高めるため、電話相談やカウンセリング等を行う。

(5) 移植対策の推進 **26億円**

日本臓器移植ネットワークにおけるレシピエント検索システムを再構築し、臓器移植に係るあつせん業務の強化を図る。また、骨髄移植後の生存率の向上等のため、骨髄データバンク登録事業を充実させる。

(6) リウマチ・アレルギー対策の推進 **11億円**

リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなど免疫アレルギー疾患の治療法等の研究を推進する。また、喘息死をなくすため、喘息患者の自己管理の徹底や、かかりつけ医と専門医療機関との連携体制の構築等を行う。

(7)腎疾患対策の推進

3億円

慢性腎臓病(CKD)に関する診断・治療法の研究開発を推進するとともに、医療従事者への研修、慢性腎臓病に関する正しい知識の普及啓発等を行う。

(8)総合的なうつ病対策の推進

6.2億円

うつ病等の精神疾患に関する国民の正しい理解のための普及啓発や、かかりつけ医に対するうつ病に関する研修の実施、休職した労働者の職場復帰支援の拡充を行う。

3 がん等の生活習慣病対策の推進

323億円(329億円)

(1)がん対策の総合的かつ計画的な推進

237億円

①放射線療法等の専門医師の育成及び緩和ケア等の着実な推進 68億円

若手医師を放射線療法等の専門医師として育成する研修体制の構築、精度の高い院内がん登録の実施等、がん診療連携拠点病院における機能強化を図るとともに、治療の初期段階からの緩和ケアや化学療法等を推進するため、医療従事者等に対する研修などを行う。

②がん予防・早期発見等の推進

82億円

がん対策に賛同する企業等との連携により、がん検診対象者に対する受診促進を図るとともに、全国どこでも一定水準以上のがん医療を受けられる環境整備の着実な実施や都道府県が重点的に取り組む施策に対する支援並びにがん患者等に対する情報提供及び相談支援等を行う。

③がんに関する研究の推進

86億円

がんによる死亡者の減少、すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上を図るため、がん対策に資する研究を着実に推進するとともに、がん予防、診断、治療等に係る技術の向上などの研究成果を普及、活用する。

(2)糖尿病、脳卒中等の生活習慣病対策の推進

86億円

①糖尿病、脳卒中予防対策の推進

84億円

糖尿病、脳卒中予防対策を推進するため、特定保健指導機関の評価制度の検討、医療従事者が個人の特徴に合わせた予防・治療法を実施するために必要な情報基盤の整備、人材育成、研究等を着実に推進する。

②たばこ対策の推進 **3.5億円**

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組み条約」の批准国としての取組強化や「健康日本21」の目標達成のため、喫煙による健康影響に関する知識の向上、未成年者の喫煙防止、取組が遅れている飲食店等における分煙対策等の受動喫煙防止対策の推進などのたばこ対策を着実に実施する。

③食育の推進 **8.2億円**

食生活改善推進員等の食育推進活動を支援するほか、食事バランスガイドの普及啓発による適切な食生活に関する情報提供等を行う。

(3)女性の健康づくり対策の推進(新規) **3.5億円**

女性特有の子宮がんや骨粗しょう症等疾患の予防に資する事業を都道府県等に委託し、効果的な事業展開手法について検証を進めつつ、女性の健康づくり対策を推進する。

4 革新的な医薬品・医療機器の創出 **277億円(274億円)**

(1)革新的な医薬品・医療機器の研究開発の促進 **255億円**

①医薬品・医療機器に関する研究費の重点化・拡充 **251億円**

がん、精神神経疾患、難病等の重大疾病領域、希少疾病領域、新たな技術(個人の特徴に応じた医療(テーラーメイド医療)、再生医療等)などの領域を重視し、先端医療研究拠点を中核とした複合体に対して研究資金の弾力的な運用や開発段階からの薬事相談等を試行的に行う先端医療開発特区(スーパー特区)による実用化促進を含め、革新的医薬品・医療機器の研究開発を推進する。

②世界に通ずる臨床研究拠点医療機関の整備(新規) **4億円**

外国の研究機関との共同研究計画の作成や契約等の一括実施が可能な「世界に通ずる臨床研究拠点(グローバル臨床研究拠点)」を整備する。

(2)後発医薬品の使用促進 **9.2億円**

患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、品質・安定供給の確保、情報提供の充実及び普及啓発等による環境整備に関する事業等を実施する。

さらに、平成21年度の新たな取組として、原則すべての保険者において「後発医薬品お願いカード」の配布等の取組が実施されるよう各般の施策を講ずる。

5 安定的で持続可能な医療保険制度運営の確保

9兆604億円(8兆6,199億円)

(1) 長寿医療制度、国民健康保険等に係る医療費国庫負担

8兆9,906億円

各医療保険制度に係る国庫負担に要する経費を確保し、その円滑な実施を図る。

(参考) 高齢者医療制度については、本年4月からの施行状況を踏まえ、高齢者の置かれている状況に十分配慮し、補正予算において、きめ細かな改善策を講じることとした。

① 平成20年度第1次補正予算(2,528億円)

- ・長寿医療制度における低所得者の保険料の軽減(平成20年度分;均等割8.5割軽減、所得割5割軽減)
- ・被用者保険の被扶養者であった方の保険料負担軽減(9割軽減)の継続
- ・70～74歳の医療費自己負担増(1割→2割)の凍結措置の継続等

② 平成20年度第2次補正予算案(1,215億円)

- ・長寿医療制度における低所得者の保険料の軽減(平成21年度分;均等割9割軽減、所得割5割軽減)等

(2) 医療費適正化に関する施策の推進

488億円

① 特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施

448億円

医療保険者が実施する40歳以上の被保険者・被扶養者を対象とする糖尿病等生活習慣病の予防に着目した特定健康診査・特定保健指導への助成を行う。

② 病床転換の推進

40億円

医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴う整備費用の助成を行う。

(3) レセプト・オンライン化の推進

31億円

レセプトのオンライン化を進めるとともに、医療サービスの質の向上等を図るため、レセプトを用いた医療費等の分析を行うための体制整備を行う。

(4) 高齢者医療運営円滑化事業の推進

190億円

従来の特別保健福祉事業については、一般会計において引き続き実施することとし、被用者保険の拠出金負担増の緩和等を図り、高齢者医療制度の円滑な運営を図る。

第2 厳しい経済環境の下における雇用・生活安定の確保

世界金融危機は実体経済にも深刻な影響を及ぼしてきており、10月の倒産件数は5年5か月ぶりの水準となる中で有効求人倍率は9か月連続して低下し、雇用状況は悪化している。

このような状況の中で、昨今、派遣労働者等の雇止め・解雇、新卒者の内定取消しなど、更に深刻な問題が生じており、今後、一層の雇用の悪化が懸念される。このため、雇用の場の拡大のための各般の施策を講ずるとともに、労働者の雇用の維持、再就職支援、生活保障のための対策を強化する。また、若者、女性、高齢者、障害者等をはじめとするニーズに応じたきめ細やかな支援策、地域雇用対策の充実や人材面からの中小企業支援等を強力に進める。

1 雇用状況の改善のための緊急対策の推進

2,793億円(736億円)

(1) 住宅・生活対策

255億円

○ 住居を喪失した離職者及び不安定就労者に対する住居・就労支援対策の推進

255億円

派遣労働者や契約社員等の解雇・雇止めに伴って、社員寮の退去を余儀なくされた離職者及び常用就職へ向けて就職活動を行うネットカフェ等で寝泊まりする不安定就労者に対して、住居と安定就労の確保のための的確な相談・職業紹介等を行うとともに、家賃補助費(上限36万円)、住宅入居初期費用(上限50万円)、生活・就職活動費(上限100万円)等の貸与を行う。

また、社員寮等の入居者の離職後も一定期間の入居について配慮するよう事業主への要請を行うとともに、退去させずに引き続き無償で住宅を貸与する事業主への助成(1人当たり4万～6万円、最大6か月)を行う。

(2) 雇用維持対策

880億円

① 中小企業等の雇用維持支援

581億円

休業、教育訓練、出向による雇用維持の取組を支援し、利益をあげられない中で雇用を維持する中小企業への助成(手当、賃金の4/5(大企業2/3)、3年間300日支給)を行う。さらに、派遣労働者や期間工等、継続雇用期間が6か月未満の雇用保険の被保険者等について、教育訓練・出向・休業させることにより雇用の維持を図る場合についても助成を行う。

② 派遣先による派遣労働者の雇入れの支援

89億円

派遣可能期間の満了前に派遣労働者を直接雇い入れる派遣先事業主に対し、奨励金を支給(1人100万円(有期雇用の場合は50万円)(大企業は半額))することにより、派遣労働者の直接雇用を強力に推進する。

③解雇・雇止め等労働条件問題への適切な対応等 **211億円**
解雇、雇止め予防等の啓発指導、賃金不払等の事案への迅速・適切な対応、正社員転換の指導等労働条件問題に係る相談を強化する。

(3)再就職支援対策等 **1,649億円**

①年長フリーター等の雇用機会の確保 **220億円**
年長フリーター等(25歳～39歳)を対象とした求人枠を積極的に設けて正規雇用する事業主等に対して、奨励金を支給(中小企業1人100万円、大企業50万円)することにより、今後3年間で集中的に年長フリーター等の雇用機会の確保を図る。

②中小企業の就職困難者の雇入れに対する支援 **626億円**
高齢者、障害者、母子家庭の母等の就職困難者を雇い入れる中小企業に対して、手厚い支援を行う。また、中小企業における各種助成金の利用に係る負担の軽減の観点から、相談支援を強化する。

③ハローワークの機能強化による非正規労働者への就労支援体制の拡充等 **48億円**

三大都市圏(東京、愛知、大阪)に加え、北海道及び福岡に派遣労働者等非正規労働者の雇用の安定のための「非正規労働者就労支援センター」を設置し、安定就職に向けた様々な支援をワンストップで提供するとともに、非正規労働者就労支援センター未設置の府県の主要なハローワークにおいても同様のサービスを実施する。

また、雇用失業情勢の厳しい地域のハローワークにおいて、求人開拓体制を強化する。

④訓練期間中の経済的支援等の実施 **35億円**

ジョブ・カード制度の雇用型訓練における参加協力企業に対する助成(助成率3/4(大企業2/3)等)や、基礎的な導入訓練を受講する若年者等及び実践的な職業訓練を受講する者に対し、職業訓練期間中の生活保障給付(10万円/月(扶養家族を有する場合には12万円))を行う。また、有期実習型訓練修了者の雇用を促進するため、常用雇用する事業主に対して奨励金(1人100万円(大企業50万円))を支給する。

⑤雇用失業情勢が厳しい地域に対する支援の強化 **89億円**

地域貢献活動分野で活動を行う法人等における雇用機会の開拓の実施や、雇用失業情勢が厳しい地域における創業等雇用創造に資する取組に対する支援を強化するとともに、道県との共同による就職支援事業を実施する。

⑥離職者訓練の実施規模の拡充等 **241億円**

失業者の増大に備え、離職者訓練の定員を大幅に増やすとともに、今後、雇用の受け皿として期待できる分野(介護、IT分野等)での安定雇用に向けて、長期間の訓練を大幅に拡充する。

⑦中小企業の子育て支援促進 **31億円**

育児休業・短時間勤務制度の利用を促進するため、育児休業取得者又は短時間勤務制度の利用者が初めて出た場合の中小企業事業主に対する助成金(育児休業:1人目100万円、2人目以降80万円等)や、労働者が利用した育児サービス費用を負担する中小企業事業主に対する助成金(助成率:3/4、限度額:40万円(1人当たり)、480万円(1事業主当たり))により支援する。

⑧マザーズハローワーク事業の拡充 **21億円**

マザーズハローワーク事業の拠点を拡充(108か所→148か所)するとともに、子育て支援ネットワークの強化、求人者への助言・指導等による仕事と子育てが両立しやすい求人の確保・母子家庭の母等の支援機関への出張相談、託児付セミナーの開催等を実施する。

⑨65歳以上の高齢者を雇い入れる事業主への支援 **109億円**

65歳以上の高齢者を雇い入れる事業主への助成(中小企業90万円、大企業50万円等)や、65歳以上の高齢者を試行的に雇用する事業主に対する支援により、高齢者の安定した就職の実現を図る。

⑩中小企業等における障害者雇用促進のための重点的な支援 **12億円**

初めて障害者を雇用した中小企業に対する奨励金(100万円)、特例子会社や重度障害者多数雇用事業所の設立促進のための助成措置(10人以上の雇用で2,000万円支給等)により、安定的な障害者雇用の拡大を図る。

⑪介護労働者の雇用管理改善に取り組む事業主等に対する総合的な支援の充実 **152億円**

雇用管理改善の業務を担う人材の雇入れ、介護業務未経験者の雇入れ(50万円(年長フリーター等の場合は100万円)に対する助成、介護労働者の作業負担軽減のための介護福祉機器(移動リフト等)の導入に対する助成(経費の2分の1(上限250万円))等、介護労働者の雇用管理改善に取り組む事業主等に対し、総合的な支援を実施する。

⑫ハローワークを中心とした日系人向け相談・支援機能の強化

16億円

日系人集住地域のハローワークなどにおいて、通訳・相談員の増員や市町村とも連携したワンストップコーナーの設置等の体制強化を行う他、就労のためのスキルが不足している者への研修を実施し、早期の再就職の促進を図る。

(参考)

○ふるさと雇用再生特別交付金(仮称)

平成20年度第2次補正予算案において、都道府県に対する交付金により基金を創設し、創意工夫を凝らした事業の実施を支援することにより、地域求職者等の安定的な雇用機会の創出を図る。(2,500億円)

○緊急雇用創出事業(仮称)

平成20年度第2次補正予算案において、都道府県に対する交付金により基金を創設し、緊急雇用創出事業(仮称)を実施することにより、失業者の一時的な雇用・就業機会の創出を図る。(1,500億円)

(4)内定取消し問題への対応

7.6億円

①内定を取り消された学生等への就職支援の強化

7億円

企業名の公表も含め、企業に対する指導を徹底するとともに、採用内定を取り消された学生等について、正規に雇用する事業主に対して奨励金(100万円(大企業50万円))を支給する。また、新規学卒者の雇用の安定を図るため、雇用調整助成金を活用し、採用後直ちに教育訓練・出向・休業させることにより雇用の維持を図る事業主への支援(賃金・手当の4/5(大企業2/3))を行う。

②新規学卒者に対する就職支援の強化

61百万円

ものづくり企業・中小企業や介護分野等を中心に地域の企業との就職面接会を実施する。

(5)雇用保険の給付の見直し

雇用保険制度について、保険料引下げ(1年間)、非正規労働者の適用基準の見直し(雇用見込1年→6か月)や、特に再就職が困難な場合の給付日数の60日分延長、契約更新がなされなかった有期契約労働者の受給資格要件の緩和(被保険者期間1年→6か月)など、非正規労働者のセーフティネット機能・再就職支援機能を重点的に強化する。(雇用保険法改正)

2 若者の自立の実現

553億円(313億円)

- (1)「フリーター等正規雇用化プラン(仮称)」の推進 456億円
- ①若者に対する就職支援 453億円
- 就職氷河期に正社員になれなかった年長フリーター等(25歳~39歳)を重点に、職業相談、職業紹介から職場定着に至るまでの一貫した支援等を集中的に実施する。また、30代後半の不安定就労者まで拡大したトライアル雇用制度、年長フリーター等を積極的に正規雇用する事業主に対する奨励金(1人100万円(大企業は50万円)の活用とともに、実践的な職業訓練等を実施し安定した就職につなげる。
- ②若者の応募機会拡大に向けた企業の取組の促進 3.6億円
- 若者の応募機会の拡大について、事業主への指導を強化するとともに、事業主への相談機能の充実を図るほか、モデル的な取組を支援し、その成果を広く発信する。
- (2)ニート等の若者の職業的自立支援の強化 22億円
- ①「地域若者サポートステーション」事業の拡充 17億円
- ニート等の若者に対する地域の支援拠点である地域若者サポートステーションについて、設置拠点を拡充(77か所→92か所)するとともに、教育機関等とのネットワーク機能を強化し、若者・保護者に対し能動的に働きかけ等を行う。
- ②「若者自立塾」事業の実施等 5.1億円
- 合宿形式による集団生活の中で、生活訓練、労働体験等を通じて、若者に働く自信と意欲を付与する「若者自立塾」事業について、訓練メニューの多様化等により、効果的な実施を図る。
- (3)内定取消し問題への対応(再掲・前ページ参照) 7.6億円

3 女性の就業希望の実現

3,697億円(3,677億円)

- (1)新待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実(第4-1-(2)(46ページ)で詳述) 3,569億円
- 女性の就業希望の継続を実現するため、待機児童の解消など保育サービスの充実を図る。

(2) 仕事と家庭の両立支援 **100億円**

① 育児・介護休業制度の拡充等 **46億円**

育児・介護休業法の見直しを検討し、育児期の短時間勤務や男性の育児休業取得促進など、継続就労しながら育児・介護ができる環境を整備する。また、期間雇用の育児休業の取得促進のためのモデル事業を実施する。

② 事業所内保育施設に対する支援の充実と地域開放 **46億円**

事業所内保育施設を設置、運営する事業主に対する助成措置について、助成期間を延長(5年間→10年間)するとともに従業員以外の地域の利用者への地域開放を進めることにより、事業所内保育施設の設置促進を図る。

③ 中小企業における次世代育成支援対策の推進 **7.8億円**

次世代育成支援対策推進センターにおいて、中小企業における行動計画の策定、届出を促進するため、講習会、巡回指導を実施する等、相談援助機能を強化する。

(3) 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進 **29億円**

① ポジティブ・アクションの取組の推進 **3.3億円**

男女雇用機会均等法の履行確保とともに、男女労働者の格差の解消をめざした企業の積極的かつ自主的な取組(ポジティブ・アクション)を進めるため、その周知と取組の具体的ノウハウを提供する。

② マザーズハローワーク事業の拡充(再掲・34ページ参照) **21億円**

③ 起業準備段階及び起業後間もない時期の女性に対する起業支援 **25百万円**

起業に向け取り組む女性に対する情報技術を用いて行う学習(eラーニングサービス)の提供や、起業が軌道にのった先輩起業家が女性起業家に助言を行うメンター紹介サービス事業の実施等により起業を支援する。

4 いくつになっても働ける社会の実現 **636億円(546億円)**

(1) 希望すれば働き続けられる高齢者雇用の促進 **359億円**

① 高齢者雇用確保措置の確実な実施 **17億円**

高齢者雇用確保措置の確実な実施に向けた事業主指導を重点的に行うとともに、事業主団体等による小規模事業主等に対する雇用確保措置の導入及びその内容の充実についての相談援助を支援する。